

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応について基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など
- ・インターネットを介して誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な危機が生じると判断された場合、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

1 組織的な対応に向けて

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1)いじめ対策委員会

- ①いじめ問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「いじめ防止対策委員会」を組織する。

ア 構成

校長(委員長)、副校長(副委員長)、教頭、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、人権同和教育主任
学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係機関・教職員

※校長は必要に応じて校内外の関係者を本委員会に加えることができる。

イ 実施する取組

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修(年1回以上)
- ・年間計画の企画と実施、進捗度点検
- ・各取り組みの有効性の点検
- ・いじめ防止基本方針の見直し
- ・基本方針の策定や見直しの際には、生徒の意見を取り入れるよう留意する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1)計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2)いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

①学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ LHR 等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③特別活動の充実

ア 自己有用感を育む取り組みとして、特別活動等での集団活動を通して、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。

イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動やボランティア清掃など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、

生徒の主体的な活動を推進する。

④人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員ひとり一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

ウ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤保護者・地域との連携

ア 保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3)指導上の留意点

①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

②発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

(4)ネットいじめへの対応

①携帯電話、スマートフォン等は、授業中の使用を禁止する。

②教科情報、家庭科やHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をもやみに掲載しないこと。

イ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

③警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。また、情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1)早期発見のための認識

①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

②日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2)早期発見のための手立て

①生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

- ②職員朝礼などで、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③生徒との面談や保護者面談等を通じて情報を収集し、必要に応じて全体で共有する。
- ④教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
- ⑤生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ①いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態対応のための組織づくり

- ① 重大事態の調査及び解決にあたっては、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的な知識や経験を有する外部の第三者を加えた組織を新たに設置して対処する。
- ② 調査の公平性、中立性の確保に配慮する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 被害生徒本人から丁寧な事情聴取を行う。
- ③ 必要に応じて在籍生徒や教職員に対してもアンケートや事情聴取を行う。
- ④ 保護者の要望、意見についても十分に聴取する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査によって明らかになった事実関係(いじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか)について、被害生徒やその保護者等に説明する。
- ② 香川県知事宛に報告(窓口は総務学事課)

(4) 再調査

当該報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生防止のために必要があると認められるときは、県から調査の結果について調査(再調査)が行われることがある。

附則 この方針は、

平成26年4月1日施行

平成30年4月1日改訂